

代理人による返納申請等

- 申請できる範囲
免許種別の全部を取り消す場合に限りです。
- 代理人の範囲
原則として、代理人は3親等以内の親族（同居、別居を問いません）とします。ただし、申請者が在所している老人ホーム等介護施設の職員又はやむを得ない事情により申請者から委任を受けた方等についても代理人として認めます。
- 委任状等
申請に際しては、申請者本人が署名した委任状兼確認書(別記様式1)を提出していただきます。また、代理人が作成した代理人誓約書(別記様式2)及び代理人自身の身分確認のため運転免許証等の身分証明書の提示が必要になります。
- 申請者の制限
代理人により申請取消し等ができる方は、原則として、申請日現在における年齢が65歳以上の方です。
- 運転経歴証明書の取扱い
代理人による申請取消しの機会に運転経歴証明書の交付申請がなされた場合に限り代理人による運転経歴証明書の交付申請ができます。
この場合、写真(縦3センチ横2.4センチ)が1枚必要です。